

令和2年6月22日

会 員 各 位

協同組合近畿整骨師会
理事長 田中宏彦
保険部長 畠中利恭

— 保 険 部 連 絡 —

健康保険組合における照会調査について

平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

健保連傘下、一部強硬な健康保険組合に於いては、柔整療養費を償還払いに移行するという方向で運動を展開しております。本会として厚生労働省に対し、受領委任制度の堅持との取り組みを講じているところでもあります。

各保険者等が実施している受診患者に対する照会調査について、昨今では不正対策を目的とした照会調査となり、1部位1日の施術でも照会調査を実施しております。

保険者によっては、従来の患者照会の様式から個別事例として調査票に項目作成を行う保険者もあり、契約外施術や医科との併給に該当しないか等医科との診療報酬と突き合わせも行っています。支給決定権・調査権は保険者にあり、保険者判断により不支給となると云った厳しい結果になる場合もあります。

健康保険組合の場合は、審査会に委任していない組合が大半のため、患者照会による内容で支給、不支給決定を行う組合も多くありますのでご注意ください。

照会調査における疑義項目として

- ・柔整受診の事実、施術部位、負傷原因、通院日数、一部負担金額、申請書署名、領収書
- ・医師との併給

※病院で同部位を受診、画像検査と処方箋の処置が行われている。処方期間中は同部位に関して医師の管理下として併給とみなされる可能性があります。

- ・契約外施術か否か

※単なる肩こりや腰痛、スポーツ後のケアや肉体疲労への施術、原因不明の症例、慰安目的としたマッサージを捻挫として振り替え請求

◎ このような照会調査に対する対処として、まず第一に単なる肩こり、腰痛を診ているのではないという我々の理学所見を基にした診断判断が重要です。そのためにも問診時に患者とコミュニケーションをしっかりと行い、問診表には必要な情報を詳しく聴取し、理学所見をとり、診断判断を基に施術を行ったこと、施術録には詳しく記載し保険者等から施術内容について直ちに答えられるように常時整備しておいて下さい。

◎ 施術所に保険者から照会等の問い合わせがあった場合、答え方によっては、不利益が生じる可能性があるため、保険者からの問い合わせがあった場合、対応が難しい場合は事務局または、保険部にお気軽にご相談下さい。